

外国の送出国機関の変更（変更届出書）の提出書類一覧

R5.4.1

監理団体名：

（許可番号：許 _____00_____）（許可日 / / ）



- ・送出国政府との間に二国間取決めがされた国の送出国機関の場合、①～⑤と⑥の書類を提出してください。
- ・中国やネパールなどの送出国政府との間に二国間取決めがされていない国の送出国機関の場合、①～⑤と⑦～⑫と⑭の書類を提出してください。
- ・新たな国又は地域から技能実習生を受ける場合や新たな言語を追加する場合、⑬を提出してください。
- ・ホチキス等で綴じずに提出してください。
- ・別記様式については「書式」欄で指定された様式を使用してください。
- ・別記様式についてはHPに掲載している最新の様式を使用してください。

番号	チェック	必要な書類	備考
①	☐	外国の送出国機関の変更（変更届出書）の提出書類一覧	本表
②	☐	変更届出書	別記様式第17号（押印不要） ・届出者には、監理団体名、代表者役職および氏名を記載してください。 ・変更届出書の備考欄には「送出国機関と締結した契約書（協定書）、附属覚書などの写しについては全て提出しております。」と記載してください。また、当該届出の担当者及び連絡先を記載してください。
③	☐	送出国機関一覧 （変更前後の送出国機関一覧など、追加する送出国機関や削除する送出国機関を明示した全ての送出国機関の一覧）	様式は別紙の凡例を参照してください。 （国名と送出国機関名を必ず記載すること）
④	☐	監理団体と送出国機関との間に締結された契約書（協定書）の写し	・日本語版と現地語版の両方を提出してください。 ・送出管理費の支払に使用する送出国機関及び監理団体両方の法人名義の銀行口座情報を記載してください。 ・「団体監理型技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他団体監理型技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者の金銭その他財産を管理せず、かつ、団体監理型技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしないことを確認する（技能実習法施行規則第52条第五号）」旨、記載してください。 （参考） 外国人技能実習法施行規則

⑤	☐	契約書（協定書）附属覚書の写し その他契約書の写し（外部講習委託契約書など） （送出国政府との間で締結した契約書（協定書）、 附属覚書などすべて提出）	・日本語版と現地語版の両方を提出してください。
⑥	☐	外国政府認定送出機関リストのうち、追加する送出機関が掲載されたページ （送出国政府との間に二国間取決めがされている国の送出機関の場合）	・機構HPの「外国政府認定送出機関一覧」より最新の認定状況を確認し、追加する送出機関が掲載されたページを出力し、該当する送出機関に印を付けてください。 <u>（参考）</u> <u>「二国間取決めのある送出国」および「外国政府認定送出機関一覧」</u>
⑦	☐	外国の送出機関の概要書 （送出国政府との間に二国間取決めがされていない国の場合）	参考様式第2－9号（押印不要） ・原本を提出してください。 ※記載例、解説動画をご参照ください。
⑧	☐	外国の送出機関の登記や登録がされていることを証する書類の写し（営業許可書、登記簿、営業謄本など） （送出国政府との間に二国間取決めがされていない国の場合）	・現地語版と日本語訳の両方を提出してください。
⑨	☐	外国の送出機関が技能実習に関する事業を適法に行う能力を有する書類の写し（対外労務合作経営資格証書、ライセンスなど） （送出国政府との間に二国間取決めがされていない国の場合）	・現地語版と日本語訳の両方を提出してください。
⑩	☐	外国の送出機関が徴収する費用明細書 （送出国政府との間に二国間取決めがされていない国の場合）	参考様式第2－10号（押印不要） ・原本を提出してください。 ※記載例、解説動画をご参照ください。
⑪	☐	監理団体の許可に関する外国の送出機関の誓約書 （送出国政府との間に二国間取決めがされていない国の場合）	参考様式第2－11号（押印不要） ・原本を提出してください。 ※記載例、解説動画をご参照ください。
⑫	☐	外国の送出機関の推薦状 （送出国政府との間に二国間取決めがされていない国の場合）	参考様式第2－12号 ・押印のある原本を提出してください。 ※記載例、解説動画をご参照ください。
⑬	☐	申請者の概要書 （新たな国又は地域から技能実習生の送出しを受ける場合や新たな言語を追加する場合）	参考様式第2－1号（押印不要） ・「3 相談応需、助言その他の援助に係る措置」について、通訳人が常駐していない場合、①備考に「いつでも対応可能」である旨の記載をしてください。 ・3①備考に、通訳人の通訳能力、在留資格、在日年数等の記載をしてください。 ・通訳業務委託契約書又は雇用通知書の写し、通訳者が外国人の場合は在留カードの写し（表裏両面）を添付してください。 ※記載例、解説動画をご参考ください。
⑭	☐	返信用封筒（84円切手を貼付した長形3号） （送出国政府との間に二国間取決めがされていない国の場合）	・送出機関整理番号通知用 ・送付先を記載してください。

※ [（参考）記載例、解説動画](#)

- ※ 登録済みの送出機関を削除する場合は①～③の書類を提出してください。
- ※ 登録済みの送出機関の名称が変更された場合、送出国政府との間に二国間取決めがされている国の送出機関については①～③と⑥の書類を、送出国政府との間に二国間取決めがされていない国の送出機関については①～③と旧名称から新名称へ名称変更を行った旨記載された押印のある書類（変更登記状況、変更登記確認書など）の写しを提出してください。
なお、ベトナムなど政府認定更新時に送出機関の名称を変更する場合がありますが、新たな名称で新たに付与されたナンバーで認定送出機関リストに掲載されている場合は、名称変更手続きではなく新たな送出機関としての追加登録と旧名称の送出機関の削除の変更届出を行ってください。
- ※ 登録済みの送出機関の住所や代表者が変更された場合、送出国政府との間に二国間取決めがされている国の送出機関については届出不要ですが、送出国政府との間に二国間取決めがされていない国の送出機関については①～③と⑦の書類を提出してください。
- ※ 登録済みの送出機関との間で締結している契約書（協定書）や覚書について内容の変更が生じた場合、新たに契約書（協定書）や覚書を締結していただきますが、機構への変更届出は不要です。